

北区ゼロカーボンシティロゴマーク 利用案内

北区では、令和3年6月に表明した「北区ゼロカーボンシティ宣言」の認知度の浸透を図るとともに、「北区環境基本計画2023」や「北区役所ゼロカーボン実行計画」に基づく様々な取組みの機運を高めるための啓発シンボルとして、ロゴマークを作成いたしました。

北区観光協会の協力や区若手職員の意見を踏まえ、区民及び区職員の投票により決定しました。是非、こちらのロゴマークの活用についてご検討ください。



詳細はこちら

デザイン



Zero carbon city
Kita ▶ 2050

デザインロゴ

テキストロゴ

コンセプト

- 「北」の字を枝・幹のようにして木を表現
- 未来への期待を新芽としてデザイン
- 区の豊かな水をイメージして円形に囲む

- ロゴマークは、左図のように、「デザインロゴ」「テキストロゴ（日・英）」から構成され、ロゴのデザインやコンセプトを損なわない範囲でそれぞれのロゴをひとつの単位として切り離して使用することができます。
- ロゴマークは区の指定する色を用いることとし、必ず区から提供する画像データをご活用ください。
- ロゴマークは無償での使用が可能です。

利用対象者・承認基準等

利用対象者・活用方法

【利用対象】脱炭素社会の実現に資することを目的とした取組みを行う区民・区内事業者など

【活用方法】区民や区内事業者の方の名刺やポスター、ホームページへの掲載等、様々な用途にご活用いただけます。

承認基準等

原則、上記利用対象者であれば、ご利用いただけますが、以下の項目のいずれかに該当する場合は、使用不承認となります。（以下は主な項目です。詳しくは区ホームページをご覧ください）

【主な不承認基準】

- 北区の信用、品位又はイメージを損ない、又は損なうおそれがあるとき。
- 自己の商標等として使用する等、独占的に使用するとき。 ○ 使用目的、使用方法等がロゴマークの趣旨に反するとき。
- 商品に表示するために使用する場合は、当該商品が以下の項目にいずれも該当しないとき。
 - ・再生材料や廃材を使用したものであること。 ・再使用・再生使用できるものであること。
 - ・消耗品の詰め替えが可能であること。 ・包装材が環境に配慮しているものであること。
 - ・エコマーク、グリーンマークその他の環境ラベルを取得していること。
 - ・この他区がロゴマークの使用に適していると認めたこと。

手続きの流れ

申請者

北区

1. 使用の申請

(1) 使用申請書の提出

○必要書類

- ①「北区ゼロカーボンシティロゴマーク」使用申請書 (第1号様式)
- ②使用予定等が分かるような見本、イメージ等
- ③ (必要に応じて) 企画書等

※上記をメール又は窓口で提出

※報道目的での使用等、使用目的によっては承認が不要

※使用期間は最長3年間

提出

(2) 審査

・審査は7～10日程度

郵送

(3) 使用承認 (不承認) 通知書

データ送付

(4) ロゴマークデータの送付

※承認の場合のみ、申請書に記載のメールアドレス宛に送付

(5) 受領・ロゴマークの活用

○主な使用条件

- ①使用申請書に記載の「使用目的」等を逸脱しないこと。
- ②ロゴマークの使用によって生じる問題、トラブル、事故、苦情等について、使用者の責任において適切に対応し、解決すること。

2. 承認内容の変更

使用承認を受けた後、承認内容について変更する場合は、以下の手順で変更申請が必要

(1) 使用変更申請書の提出

○必要書類

- 「北区ゼロカーボンシティロゴマーク」使用変更申請書 (第3号様式)

※その他必要に応じて、上記1(1)に準じた資料を提出

提出

(2) 審査

・審査は7～10日程度

郵送

(4) 受領・ロゴマークの活用

(3) 使用変更承認 (不承認) 通知書

※必要に応じてロゴマークデータを送付

3. 使用の中止

使用承認を受けた後、承認の条件を満たさなくなった場合には、以下の手順で使用中止届の提出が必要

(1) 使用中止届の提出

○必要書類

- 「北区ゼロカーボンシティロゴマーク」使用中止届出書 (第5号様式)

提出

(2) 受領

※通知等は特にありません。

承認後に使用要綱の違反等に該当した場合には、「北区ゼロカーボンシティロゴマーク」使用承認取消通知書により、使用の取り消しを区から通知することとなります。

問い合わせ及び申請先

北区生活環境部 環境課 環境政策係

TEL : 03-3908-8603 (直通) FAX : 03-3906-8474 メール : kankyouseisaku@city.kita.lg.jp

〒114-8508 東京都北区王子 1-12-4 TIC 王子ビル 2 階

開庁時間 : 平日 午前 8 時半から午後 5 時まで